

自動車運転代行業行政処分簿

被 処 分 者	認 定 証 番 号	愛媛県公安委員会 第 3 1 2 号
	自 動 車 運 転 代 行 業 者 の 名 称 又 は 記 号	くじら代行
	主たる営業所が所在する市町	今治市
処 分 年 月 日		令和 8 年 2 月 19 日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 8 条第 1 項に規定する変更届出義務に違反したため。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 22 条第 1 項
処分を行った公安委員会		愛媛県公安委員会

注 処分内容欄は、認定の取消し、指示、営業停止命令又は営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載すること。